

フラッシュライトの設置促進に係る県議会一般質問・答弁

埼玉県議会 令和8年2月定例会 石川忠義議員 一般質問

聴覚に障害がある方や高齢者、耳が不自由な方が緊急時に危険を回避できやすく、安全に過ごすためには、フラッシュライトがある施設が望ましいということになります。

しかしながら、現在のところ、埼玉県福祉のまちづくり条例でフラッシュライトの設置は義務化されておらず、同設計ガイドブックにおいて車椅子対応トイレに限り、フラッシュライトの設置を望ましい整備と位置付けているだけです。

福祉のまちづくり条例設計ガイドブックを改訂し、フラッシュライトの積極的な設置の推進をすべきですが、福祉部長にお伺いします。

◎ 福祉部長答弁

消防庁のガイドラインでは、聴覚障害者に対し、火災の発生を知らせることが困難な場所には、原則としてフラッシュライトを設置することが望ましいと定められています。

この考え方を踏まえ、埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブックでは、完全な個室で閉鎖的な空間である車椅子対応トイレやホテルなどの客室について、フラッシュライトなど聴覚障害者用の警報装置を設けることが望ましいと示しています。

設置が望ましい場所を拡大するなど条例設計ガイドブックを改訂することにつきましては、当事者や施設側の意見を聞きながら、学識経験者や障害者団体、民間事業者で構成する福祉のまちづくり推進協議会において議論してまいります。